

Ⅶ 計画の推進



1 進行管理

この計画を効果的に推進するために、市立図書館において計画に掲げた事業の進捗状況を把握するとともに、点検評価を行い、事業の効果的な推進に努めます。

2 図書館協議会の役割

図書館の運営に関する諮問機関である図書館協議会（※1）において、計画全体の進捗状況及び計画を推進するための具体的な事業推進方策に対する意見を聴取します。

※1 図書館協議会：図書館法第14条第1項の規定に基づく宇都宮市立図書館条例第5条の規定により設置され、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館奉仕につき館長に対して意見を述べる機関。委員の任期は2年で、学校教育関係者、社会教育関係者及び学識関係者12名により構成されている